

令和5年9月第6回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年9月14日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉早苗 主監 上村有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子 代表監査委員 澤田和久

8. 議事日程

日程第 1. 議案第51号 令和5年度本山町一般会計補正予算(第3号)
日程第 2. 議案第52号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 3. 議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 4. 議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)
日程第 5. 認定第 1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 6. 議案第 55 号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
日程第 7. 議案第 56 号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
日程第 8. 発議第 11 号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例
日程第 9. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第 10. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
追加日程第 1. 発議第 12 号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 51 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（岩本誠生君）日程第 1、議案第 51 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、総括質疑なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入、9 款地方特例交付金について質疑はありませんか。

14 款国庫支出金について質疑はありませんか。

15 款県支出金について質疑はありませんか。

18 款繰入金について質疑はありませんか。

19 款繰越金について質疑はありませんか。

20 款諸収入について質疑はありませんか。

21 款町債について質疑はありませんか。

歳入については、質疑なきものとして歳出に移ります。

歳出、1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

3款民生費について質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）民生費の、ページでいきますと18ページになるかと思いますが、児童福祉費、もとい、その前の老人福祉費です。合ってますかね、老人福祉費、4目のところですね。説明欄で総務課長も申しました中山間地域介護サービス確保対策事業で、町内の介護事業者への補助金という言い方をされましたが、これの幾つかあると思いますので、内訳についてご説明を願いたい。

そしてもう一つございます。児童福祉費の1目児童福祉総務費の中、すみません、間違いました。もう一つ下です。保育所運営費ですね、ここで保育所運営費の中で、会計年度任用職員の報酬などが増額になっているというふうに思いますけれども、これは保育の処遇改善に伴う賃金の改善だというふうに思いますが、この問題に関しましては、以前保育の保育士などに関する処遇改善、これに対しては、少し保育士だけでなく保育所全体にそういうふうに、あるいは会計年度任用職員全体に行き渡る制度にしたいということで、少し先送りをされて実施をされた中身かと思っておりますので、これがどの範囲の職員をカバーしているのか、そしてその上げ幅ですね、これはどれほどあるのかということで、少しこの項目には関係しませんけれども、会計年度ということでこの保育士以外の会計年度任用職員にもその波及効果をなしているのかどうかについても併せてお伺いを、この項で説明できないようでしたら、また別の項でお願いします。

議長、以上です。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）4番、松繁議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど言いました4目老人福祉費の中山間地域サービスの確保対策事業ですが、令和5年度から要綱が改定になりまして、今回の趣旨につきましては、本山町内でサービスを実施している事業所において、新規雇用をした事業所に対して補助金が当たるというものになっております。

対象となりますのは、訪問看護のH&H、あんこの2業者と通所介護におきましては、デイサービスたい、地域密着型通所介護におきましては、デイサービス長老大学、新たに居宅介護支援事業所、さわもと居宅が追加になっておりまして、今回の補正を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問のありました会計年度任用職員の処遇改善のことでありますけれども、これは保育士職員に限らず会計年度任用職員を雇用する町職員全てに適用する

ものでありまして、今年4月1日から全ての職種の上限号給を4号引き上げております。  
以上です。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）児童福祉総務費の保育所の報酬でございますが、4月の異動に伴いまして、子育て支援センターのほうに会計年度任用職員が配置をされておりましたが、異動によりまして職員が配置になりまして、その会計年度任用職員の保育所のほうの事業に予算を組むということで、1名の会計年度の職員の給料でございます。

○議長（岩本誠生君）4番、よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

それでは、次へ進みます。

4款衛生費について質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）おはようございます。

4款衛生費、2項予防費についてお伺いいたします。

その中の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきまして、全体の財源からだとも1,122万7,000円のうち、1,175万円国庫から出ておりますが、このうちのコールセンターの運營業務というのが387万9,000円と突出して多いように思います。

コロナが第7波とか大変なときは、確かにコールセンターで処理をする必要があったと思いますが、今回はこれでよろしいかと思いますが、今後恐らくもうコロナのワクチン討たなくてもいいという人が本町におきましても大多数出てきて、それほどコールセンター業務が要せないんで、できれば、例えばそれような人を本町で直接雇用で雇うとか、コールセンターというのは、かつては名鉄観光とか旅行業者が非常にコロナで打撃を受けて業務がなかったときに請け負った業務でありまして、本町には一切お金が残らない業務だと思っておりますが、その点町長どういうふうにお考えか、できればこういうふうな多額な費用を、国庫から入っている費用とはいえ、やはりいかななものかと思いますが、その点答弁お願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今のご提案、非常に貴重なご提案をいただきました。中身についてもう少し精査、件数とかは必要だろうと思っておりますけれども、検討できる内容もありましたら、検討してみたいと思います。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）9番、吉川議員に対しまして、町長の補足説明をさせていただきます。

コールセンターの運營業務に当たりましては、高齢者についてはこの日でという割当てをして通知文書を通知をして、その後、ワクチンの余りを出さないように、事前にコールセンターから「この日で大丈夫ですね」という確認を対象者に1件1件しております。それで、その前日までにその結果を健康福祉課のほうに連絡をしていただいて、当日のワクチン数を決めるというような作業、それと合わせて接種日を変更したいという方の対応なんかも、コールセンターでは委託をお願いをしております。

先ほど数が減っておるといところを事前にお知らせをいただいておりますので確認をいたしましたところ、前回5月からの接種が1, 174名おります。この方の先ほど言いましたように、事前の確認であったり、変更の対応をしておるといことになります。

今回の補正につきましては、令和5年度の当初の段階では春夏型の接種までしか示されておりましたので、今回の補正につきましては、秋の10月、9月20日から始まるんですけれども、10月、12月に始まる高齢者と高齢者以外の一般の方の接種の分が示されましたもので、この分を補正計上しております。

そうしますと、対象者は一般の方につきましては、前予約ということになっておりますので、大変な数になるといところから委託をしてやっております。

来年度の体制につきましては、今現在来年度の体制につきまして、嶺北中央病院と相談をして検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

それでは、次へ移ります。

歳出、5款農林水産業費について質疑はありませんか。

6款商工費について質疑はありませんか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）1点だけお尋ねをさせていただきます。

商工費の中で、先ほどご説明のありました18節負担金補助及び交付金の関係、ページ数でいうと22ページでございます。説明のところで、12番で本山町商店街等省エネルギー化推進事業の948万円、このことは開会日にもご説明があり、そして一般質問でも若干触れさせていただきましたが、1点だけ、安心・安全のまちづくりの観点から、当然28年前に設置したものを新しい街路灯にやり替えると、その頃からいうたらかなり商店街の様子も変わっています。お店がひっきりなしに1軒ずつずっとあって、その中で商店街で料金的なもの、負担なされおった時代からいうと、今現状お話すると、それぞれ街灯を有している付近の方がそれぞれ自己負担で負担なさりよります。

恐らく計画しているのが、470円相当が月額になるというふうな推計を上げておりますが、1年でいけば5,640円、果たしてこれをずっと長期的に住民の方にご負担を願うのが果たして妥当なのか、これは事業主体が商工会ではございますが、町の安心・安全、そ

ういうふうなものを一つの行政に掲げておる町長として、今後何らかの方策を講じるのが妥当かと私は思います。全て住民の方に負担していただくのが正解かどうか。

それと、これとあと1点確認です。たしか28年前に80基設置したと。今回のこれは80基全てをやり替えるというような内容なんでしょうか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君）今の質問、総括的な質疑の内容であると思います。本来は数値に対する逐条審議ですので、その点ご注意ください。

それでは、質疑に対する答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）6番、上地議員のご質問に対しまして、答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本山町商工会が過去28年くらい前ですが、設置しております街路灯のほうが大変経年劣化によりまして老朽化をしております、支柱の腐食等も進んで危険な箇所も出てきております。

そのような中で、今回、ちょうど県のほうでエネルギー価格高騰とか、物価高騰等の対策で、今回商店街の街路灯をLED化するというのが前提になりますが、それに対する補助制度、これについては商工会のほう事業主体となりますので、県のほうが3分の2の補助上限となっておりますので、町としましては、残りの3分の1をしておるところであります。

ご指摘あったとおり、機器の設置までは県及び町の補助金で設備の設置までは実施する計画であるんですが、後々の電気料負担等のランニングコストについては付け替えと、更新という形でございますので、これまで同様地元受益者、あるいは地域等のほうに負担をしていただくという形で説明をしていくような考えであります。

今回、対象となる地域、またお話をさせていただく計画であります、そのような課題についてのご意見もいろいろ出てくるんじゃないかということは想定しております。またそのあたりを踏まえての今後の検討課題とは考えておりますが、現在のところ電気料負担はこれまでどおりの受益者等の負担という形でお願いをしていく考えであります。

なお、現在80基が町内に設置されておまして、それを更新をするという計画で進めております。事前に商工会と役場と現在管理していただいております事業者さんのほうと現地のほうを確認しまして、やはり固まっておる場所にある、三つぐらい場所によっては近い場所に設置されておるのは、2か所に減らしたらどうかというようなところもありまして、現在の計画では80基から74基に見合わせていこうかということで、その案で提案をしていくようにしております。

基数のほうもやはり少ないすることによって後々のランニングコストの負担も減ってくると思いますので、その辺も今回の地元調整の中で話し合っていく計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、よろしいですか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）1点だけ町長に、簡潔で構いません。

先ほど安心・安全の観点から、それをずっといつまでも料金を受益者負担に任すのか、今後検討の余地があるのか、その点だけのご確認をさせていただきます。お願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今回のこの事業につきましては、現在ある街路灯をLED化していくということで、電気料は安くなるというふうに考えております。

それから、今手作りなんかでも、各地区にあるこういった街路灯とか、防犯灯という表現がよろしいでしょうか、そういうものもありますけれども、それも各地区で負担をしていただいて、地区や班や、場合によっては個人でご負担をいただいております、それを手作りなんかでもLED化にして電気料金が3分の1ぐらいになるのかな。

（「半分」の声あり）半分ぐらいになるということで、そういうLED化しております。これは商店街の街路灯だけじゃなくて、24地区、各地区にいろいろな負担していただいております街路灯等がございますので、ここだけの料金を考えるのではどうも適切じゃないこともあると思います。町内全域にこの80基以上の、件数で言えばもっと多い街路灯がありますので、その負担までを考えていかんといかんなりますので、それについては少し慎重に検討は必要だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

逐条ですのですね。

○6番（上地信男君）はい、分かりました。

しつこいようなんですが、町内全域のお話も出ておりました。ただ、安心・安全の観点から、防犯灯という部分で非常に割合を占めております。現状に合った中で、将来的なものを判断していただけたらと思います。全額負担か、一部助成するか、そういう議論も近い将来必要になってくるのではないかと。そういうことでお願いをして、以上でおきます。

○議長（岩本誠生君）先ほど80を74ぐらいに減らすという答弁がありましたけれども、既存のものに対して減らすということですが、例えばどうしてもここへは街灯ほしいという要望があったところについては、その80の範囲内で対応するかというようなことはできるんですか。それについて、ちょっと述べていただきたいと思います。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、80か所現在ありますので、80か所が上限となりますが、74プラス、ここにどうしてもほしいというところがありましたら、80の範囲内でありましたら別の場所に設置することはできる制度となっておりますので、そのあたりも地元の協議の中で調整させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

ないようでしたら、次へ進みます。

7款土木費について質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）小さいことですが、23ページの住宅管理費ですが、公営住宅の管理費の修繕料というのが100万円ありますけれども、これは場所は分かるんですかね。お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）この修繕料につきましては、町内全域の住宅を想定しておりまして、これまで大変老朽しておる住宅で雨漏りでありますとか、戸が壊れたとかということで、ほとんどの当初に計上しておりました修繕料がもうなくなってきておりましたので、今後どこそこということではないんですけれども、即時に対応できるように今回補正をさせていただいて、緊急時に対応するように備えておく修繕料でございます。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。

そしたら、場所は関係なくて、全体のことを考えて、この100万円以内で大体補正で賄えるということなんですかね。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）全てが賄えるという状況ではなくて、今もう修繕料がないので、取りあえず今回組んで、場合によっては大雨とかで100万円使ったら、また12月にはひょっとしたら補正をするかもしれませんけれども、今のところ緊急時に対応できる修繕料を組んでおくという予算でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）同じく23ページの説明欄に木造住宅耐震事業耐震診断委託料とありますが、やはり地震等の備えとして、災害等多いのでやはり耐震診断とか耐震工事を急がれると思われませんが、今度追加でも20件分が出ておるとは思われませんが、耐震診断の需要に添えられておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

年間の当初の要望が件数に到達しましたので、当初30件でありますけれども、20件程度を増やそうということで、予算を国・県のほうにもいただくということで計上をしているものであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。



(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですので、次進みます。

8 款消防費について質疑はありませんか。

9 款教育費について質疑はありませんか。

1 番、澤田康雄君。

○1 番(澤田康雄君) 26 ページの5 項2 目ですが、吉野運動公園の管理運営維持費、この工事請負費の内容をお聞きします。

○議長(岩本誠生君) 教育長、大西千之君。

○教育長(大西千之君) 答弁申し上げます。

吉野運動公園でございます。グラウンドの照明なんです、今球が切れておりまして若干暗くなっておりまして、4 灯、そのうちの4 灯を変えまして、現在ある照明の明るさを取り戻すということで、工事費として組まさせていただきますものでございます。

○議長(岩本誠生君) よろしいですか。

教育費についてありませんか。

では、次へ進みます。

10 款災害復旧費について質疑はありませんか。

12 款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めまして、続きまして、第2 表の地方債補正について質疑はありませんか。

なしと認めます。

質疑を全て終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第5 1 号 令和5 年度本山町一般会計補正予算(第3 号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第5 1 号 令和5 年度本山町一般会計補正予算(第3 号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第5 1 号 令和5 年度本山町一般会計補正予算(第3 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2. 議案第5 2 号 令和5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)

○議長(岩本誠生君) 日程第2、議案第5 2 号 令和5 年度本山町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第52号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第52号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第52号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3．議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）続きまして、日程第3、議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。  
歳入について質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕なしと認めます。  
歳出について質疑はありませんか。  
なしと認めます。  
これより討論を行います、討論の申出はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕申出はなしと認めます。  
議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。  
この表決は起立によって行います。  
議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
起立全員、全会一致であります。  
したがって、議案第53号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長（岩本誠生君）日程第4、議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
補足説明を許します。
病院事務長、佐古田敦子さん。
○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）
○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。
これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。
8番、大石教政君。
○8番（大石教政君）病院のほう日々改善されておるとおもいます。その中で、今回備品の中に勤怠管理システムというのが入っていますが、これはどのようなシステムというか、どういふことか説明をお願いします。
○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。
○病院事務長（佐古田敦子君）説明させていただきます。
令和6年度より医師の働き方改革という制度が入ってまいります。それに当たりまして、特に医師の勤務時間をきちんと把握するということが求められますので、病院のほうでタイムカード等の機器を設置しまして、全職員の勤怠を管理するシステムになります。
以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今過重労働みたいなのは、現在のところ過重労働等は発生していないのか。よく病院とか医師なんかの労働過重が大変多いところもあるようですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）過重労働につきましては、当医院では36協定を労働基準監督署に届出ております。来年度からは基準がA、B、Cというふうに分かれてくるわけですが、A項目で当院は進めておりますので、今のところ過重労働はございません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条、資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

なしと認めます。

支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第54号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第5．認定第1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩本誠生君）日程第5、認定第1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより、監査委員に認定第1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についての審査意見の報告を求めたいと思います。

澤田代表監査員、よろしく申し上げます。

澤田代表監査委員。

○代表監査委員（澤田和久君）（別紙のとおり報告）

○議長（岩本誠生君）以上で監査委員の報告を終わります。

澤田代表監査委員におかれましては、誠にありがとうございました。

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）お伺いいたします。

まず、決算書の31ページに、企業債明細書がございます。そこを見ますと、全体に本中央病院の借入金、長期借入金14億円となっております。そのうち金利2%以上の借入れが10億4,000万円、単純に考えますと、年利としまして約2,000万円を払っていると。これを下のように0.2%とか0.02%とかという金利にしますと、大幅に嶺北中央病院の金利の借換えをすると収益が減るかと思いますが、その点について町長はどのようにお考えで、今後どういうふうな対策をするかということをまず1点目にお伺いします。

それと病床の稼働率、19ページ、20ページの資料でございますが、令和3年度、令和4年度、ほぼ同水準に推移してございます。外科の先生が入って、今後この病床の稼働率を上げるためにどういうふうな努力をするのか、この2点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

まず、金利の高い借入れについてでございますが、その借入れに関しましては、病院の建設資金等々の借入れが主になっております。そちらのほうは財政の融資資金ということで、償還金を含む、交付金に含まれる借入れになっておりますので、そちらのほうも監査委員のほうからも指摘されたこともありましたが、どういうふうにすれば一番病院に対して支出が少なくなっていくかということは今後また研究課題としまして、また考えていきたいと考えております。

次に、病床利用率なんですけれども、やはり病床を上げるということは収益につながります。その収益をいかにしていくかということに関しましては、例えば医師の確保であるとか、やはり目玉、医師ではないですけれども、そういう風評等もありましたら患者も増えてくるということもありますので、その企業努力といいますか、そういうふうな広報等にも活動もして、これからの収益、患者さんの増を目指してやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）企業債の関係について説明をさせていただきたいと思います。

今非常に金利が低い中で、この2%という金利は非常に高いということで、借換えや繰上償還ということについて、一般会計もそういうことで考えておりますけれども、いろいろな交付金とか経営のことに関わります状況もございますので、少しこれ調査させていただいて、やはり繰上償還等ができるようであれば、検討してみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）この件については、以前にも指摘を何度か受けておるように記憶をいたしておりますので、できなけりゃできん理由が、こういうことで繰上償還、それから借換えができるのだということとを述べることによって納得するんですけれども、できるものをしていないんじゃないかというようなことも考えられますので、町長、何回もそれは出ちゅうんだから、はっきりもうやるならやる、やらないならやらんということを議会のほうに明確にしてもらわんと、金利が10倍も違うということになると、やはり財政の問題もあるということで、ぜひとも早速に取り組んでいただきたい。ということをお願いをしておきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）病院で太陽光発電と自然エネルギー等を利用して経費削減というか、につながるんじゃないかと思うんで、やはり大きな建物とか、敷地とか広いので、有効活用して、経費を削減して、自然にやさしいというふうにつなげていくべきではないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）太陽光パネルを使つてはという、今考えられることは、やはり屋上ということではないかと推察します。その際に、ここから見ていただいたら分かるんですが、屋上に全部エアコン等の冷却システムがあります。そちらに関しても修理とかいろいろして、業者も入り、機械も入っていくところなんですけれども、正直スペースがありません。屋上に関して、今度また見学にも来ていただければと思いますけれども、今有効に使えるところが検討ありません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはりできないことを考えるんじゃなしに、できるように創意工夫ということを考えていって、壁面にできたり、敷地等からの、敷地の余ったところへとかもできたりするんで、創意工夫というのは非常に大事と思われれます。できない理由を探すよりは、いかに創意工夫してやっていくかという、小さい積み重ねが本当に必要だと思われれます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）答弁ある。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）昨日来の質問でも地球温暖化対策というところが出ていましたが、上地議員からもありました事務事業編の中で、嶺北中央病院も含まれます。その中ではまず現照明なんかはLED化ができていないとかという問題もありますし、エアコンの設置も設立年数は古くなっております。事務事業編ではそういうことも踏まえて、民間資金を使うESCO事業、うちの資金じゃなくて民間企業の資金を提供していただき、それに伴う収益が改善する、電気代が例えば500万円安くなれば、500万円でそこに償還するとかという方法も検討しながら、事務事業編の改正に合わせて、中央病院も含めた公共施設の新たな省エネ対策についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）令和4年度の決算ということで、約1億円の黒字決算だということで、コロナの影響が大きかったということではありますが、去年は医師の数というか、外科医の確保ができたということで大変喜ばしいことではないかと思えます。

これは監査のところでも出ていますが、やはり医師の確保というのは収入に影響するということで、所見の中にも載っています手術室の活用ができていたという項目があります。今までなかなか手術できていなかったんですけども、現在のところどの程度のものの手術ができているのか、今後どういうところまで手術ができるのかということも住民の方が知っていれば、やはり受診率も上がるかなというふうな気がしますので、現在今までに手術をされた程度とか、種類とかについて説明をいただければと思いますが。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）外科医師を迎えることによって手術室の再開ということにご質問と思いますが、手術の中には鼠径ヘルニア、それから痔、そういうふうな外科系の手術に関してはできるようになっているんですけども、現時点ではこちらの初年度では麻酔器も、全身麻酔器も購入というのは、今腰部麻酔を主な手術をしているんですが、その中で次につなげる、どういうふうなことができるかというのは、今の外科医ともいろいろ相談をして、広報活動で皆さんにこういう手術ができますよということをこれからお伝えしていきたいと考えています。

また、高知市内でよく言われる下肢静脈瘤、そういう手術もできますので、私がまだきちんとそこのところ医学的なことが分からない、何々できるとはつきり言い切れるのは今申し上げた何点かになります。また、そのほかいろいろあると思えますので、広報等で周知していきたいと考えています。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ぜひできることはやはりやっていくということで、内科医も総合医と

しておりますので、内科医、内科でもどれぐらいのことができるのかということも含めて、せっかくある手術室ですね、有効に使って、それによって住民の健康とそれから病院側としては収益が高まるということもありますので、ぜひ病院内で検討していただいて、住民の福祉に役立てていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）ありがとうございます。内科的な疾患に関しましても、うちの当院は二次救急、その中で限られたことがあると思いますので、できないことは三次救急の市内の病院に送るというふうにやっておりますが、どういうものができるかということもまた外科合わせて、外科、整形と合わせて周知していきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）今の質疑の関連ですが、手術の活用、それとちょっと聞きたいんですが、手術に対するスタッフの問題とかはないんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）手術のスタッフに関しましては、看護師、別の病院で手術室にいた経験の方も多数おられます。現在、補助できる看護師を外来に配置しておりまして、そちらの看護師が手術のときに入ると、数名の看護師が入るということで対応させていただいております。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないので、総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

まず、決算報告書のうち、収益的収入について質疑はありませんか。

なしと認めます。

次、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

なしと認めます。

資本的収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なし。

支出に移ります。支出について質疑はありませんか。

なしと認めます。

続いて、決算財務諸表のうち、損益計算書について質疑はありませんか。

続いて、剰余金計算書について質疑はありませんか。

欠損金計算書について質疑はありませんか。

次は、貸借対照表について質疑はありませんか。



キャッシュ・フロー計算書について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 続いて、事業報告についてですが、事業報告は一括して行います。事業報告について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

以上で逐条質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

認定第1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

この決算を認定することに賛成の諸君の起立を願います。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第1号 令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6. 議案第55号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について

○議長(岩本誠生君) 続きまして、日程第6、議案第55号 高知県広域食肉センター事務組合の解散についてを議題といたします。

補足説明を許します。

なお、関連しますので、議案第56号についても併せて補足説明をお願いします。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長(田岡明君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

まず、議案第55号の質疑について行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第55号 高知県広域食肉センター事務組合の解散についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第55号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第55号 高知県広域食肉センター事務組合の解散については、原案の

とおりに可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7．議案第56号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第7、議案第56号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてであります。

補足説明については、先ほど補足説明が終わりましたので、これは議題としてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第56号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第56号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩します。

休憩 10：42

再開 10：54

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8．発議第11号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第8、発議第11号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

発議第11号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第11号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、発議第11号 本山町議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま議員より発議が提出されております。議会運営委員会を開催いたしたいと思っておりますので、議会運営委員会委員長、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 11:00

再開 11:33

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長(岩本誠生君) 発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議が追加提出されました。

この際上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置については、日程に追加し、追加日程第1とすることに決定をいたしました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 11:34

再開 11:35

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1．発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議

○議長（岩本誠生君）追加日程第1、発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案者に、更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議の提案並びに提案理由の説明を求めます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、6番、上地信男君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、ありませんか。

（「いいです」の声あり）いいですか。

それでは、これより質疑を行います。議案に対する質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。発言を許します。討論の申出はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）討論に反対というか、この更新住宅については、本当に何年も前からずっと行っていますけれども、新町長がなってからこの件はずっとやっていて、確かに前町長が議会に相談もせず2億580万円の減額をしたことに対しては、本当にあってはならないことだと思っております。そしてその場面に当たって現町長が謝罪もし、この件に対しても受けて総務委員会が調査をし、地区ともずっと話し合いもしてきたと。それに執行部に総務委員会がちゃんと文書を送って答申もしていると。

それでどうして調査をするのかなとこれを見ておりましたら、やはり平成28年から40戸の建設に至るまでと、それと早くこれをしないと旧の住宅の取壊しができないと、早期の完了の道筋を図るためにこれをするということですが、私は個人的な考えですけれども、やはり総務委員会がちゃんと執行部に答申したのに、それ以上も議会が本当に加わっていいのか、発言もあれもないのに、あとはもう、こういうことは言っただけいいけれども、執行部と地区の問題じゃないかと私は思っております。自分自身は。

議会に責任がある、責任があるというのは、それはいろいろなことで可決、否決もしてきたけれども、今回のこの更新住宅に対しては、やはり前の執行部、前の町長、今の執行部と話し合いをちゃんとして、それでどうしても駄目だったら特別委員会を立ち上げてもいいですけれども、やはり特別委員会で何でも、特別委員会をしたら呼んで、ちゃんといろいろ前のことも聞けるけれども、やはり今回は特別委員会というより執行部と前の町長と話し合いをしていただかないと、みんながあやふやでこうじゃった、ああじゃったばかりでなしに、そういうことを私はやってもらいたいと思いますし、その後、どうしても前の執行部に聞き取りをして報告をしてもらって、その後、どうしてもいかんからというふうになったら、特別委員会なりせんといかんのですけれども、今特別委員会をして解決ができるのかなと思

います。

これも関係ないと思うんですけれども、40棟ということで今終わっているんですけれども、当初は50棟になっているので、あと10棟はどうするということも、これからまた議題となっていていかないかんじゃないかと思っておりますけれども、前回、特別委員会を立ち上げるのは、立ち上げてするのに否決されましたけれども、やはり何か月たったらみんなの考えも変わってきて、一般質問して、そのことに議題をして質問をする中で、やはりこれで解決できないので、特別委員会をしようということになったんじゃないと思うんですけれども、それをして住民が、住民に対してそれをしなくてはいけない。部落の更新住宅だけでもないで、やはり町民は五区のことだけではないので。住民はほかの住民にも問うべきではないかなということも考えます。

道筋が違うと思っておりますけれども、やはり最終的には町と執行部と地区のほうで解決していただきたいと思っております。私は、この特別委員会を立ち上げることには反対をします。

○議長（岩本誠生君）ただいま反対討論がありました。

賛成の立場での討論はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

私も、昨年9月から本町の住宅政策ということでこの問題を取り上げて、話を一般質問の中でさせていただきました。

まず、地区と執行部が話し合うのは建設の話であって、我々が一番調査をしなければならぬのは、令和3年の当初予算に2億560万円という金額が、議会の承認もなしにどういう過程、どういう原因を持って減額されていたのか、そういうことを議会の立場でこれ、きちんと調べないと、議会の議決を執行部の一存で議会に諮らずに、それも5月に起こった事象が翌年3月まで捨て置かれていた。そういうふうな町でいいのか。

これ一つの地区の問題ではなくて、こういう予算案が可決していたのに、それが議会の知らないところで勝手に修正、変更、完了されていたということをかちと原因を調査しないと、今後、今の町長は起こらない、起こさないと言っておりますけれども、ずっと澤田町長が未来永劫本山町の町長をするわけではないので、こういうことが過去に一度でも起こったら、再度起こらないように原因を究明して再発防止をするというのが、二元代表制である議会の役割でないかと思っております。

ですから、一つの事象、これは一つの例であって、今後どうしてこういうことが起こったのか。例えば最初の計画申請が県に出ていなかったというのであれば、平成28年当時の町長、副町長、総務課長を呼んで、きちんと状況を聞いて、順番に更新住宅計画から始まってどういう経緯であったか、当時の執行部の方も呼んで話をお伺いし、地元の方の話もお伺いして、きちんと住民の皆様が理解をできるように、議会として調査結果を公表する必要があるのではないかと思います。私は賛成の立場から討論させていただきました。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに反対、賛成、反対の立場で討論ありませんか。

反対の立場ですか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）私は6月議会でも同様の、名前は違いますけれども、名称は、中身としては同様の課題とっております。その際にも反対討論をさせていただきました。この3か月の間に、何か特別にどうしてもこれを進めなければならないという事象が起こったようには、私のところでは考えるところはありません。

それで、なぜこの2億何がしをそのままやったか、議会にも相談せずにとということがありました。この件については、総務常任委員会の中で事務上のミスであるというふうにお伺いしております。一定この間のことは明らかに私はしていただいたと思っております。前回も申し上げましたが、この点については、再三にわたって町長からも、今議会においても、それぞれの大きな事業については、進行表をつくって管理をしながらやっているというふうにお伺いをいたしました。

今後に及んでは、こういったことが、これは澤田町長がどの町長に変わろうと継続されるべきものであるし、当然役所の事務の在り方は引き継がれていくべきだと思います。この件に関して改めてこの頃のことを聞いていって、私は特にこれで新たに可決するとは思っておりません。やはり解決すべきはあとの10戸の建設をどうしていくか、そのことだと思いますので、前に向かっていくなればそちらの方向であるし、過去については一定の解明がされた、総務常任委員会のメンバーとしてはそのように思っておりますので、私は前回に引き続きこの特別委員会設置については反対を申し上げます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに賛成の立場から討論ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）前は反対をしたんですが、その後、今回の議会を見てみましても、同じような質問、町長としてもこれ以上の答弁はやはり町長としてもできないかと自分では感じますし、何とか先ほど反対者の意見では、これで解決はできるのかということをおっしゃいましたが、やはり調査をして解決をするように道筋をつけるのが、議会としても責任があるかと思えます。

そういう意味も含めて、今回は賛成と思えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論ありませんか。

ない、ありますか、反対の立場ですか。反対の立場。

（「両方」の声あり）両方はいけません。どっちか、反対か、賛成かの討論を今求めていますんで、意見とか、それは駄目です。

（「反対で」の声あり）反対の立場。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）今までいろいろ、昨年9月から定例議会の中で、一般質問でこの問題を討議しております。その中で町長は、前町長からの引継書がきちっと出されていないということで、町長と前町長の思いがはっきり文章という形で引き継がれていないということであれば、当然町として前町長の引継書を求めるべきやと思うんです。それをやってどうしてこうなったかということ、それを明確にしてもらうことが、まず一番最初の問題じゃないんだらうかと思っています。

前々町長にも聞き取りをしなければいけないなら、前町長が前々町長との引継ぎをやった文書を見るとか、引継書がきちっとできていない以上、やはり個人の推測だけで議事を答弁するとか、議事を進めていくというのはおかしいと思うんで、まずは執行部にしっかりとした引継書の提出を求めるということをお願いして、反対の意見とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ちょっと論点が違ってはいますが、反対の立場ですね。

ほかにないですかね。

ないようでしたら、討論を終結いたしたいと思います。

それでは、これより発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

賛成者5人、賛成多数であります。

よって、発議第12号 更新住宅建設事業等の調査特別委員会設置に関する決議については、可決することにいたします。

これでこの後、組織等について協議をしていただくために、暫時休憩して議員協議会を開きます。

休憩 11：53

再開 12：08

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 更新住宅建設事業等の調査特別委員会委員の選任及び正副委員長の互選結果報告

○議長（岩本誠生君）更新住宅建設事業等の調査特別委員会の委員の選任につきましては、本山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。特別委員会については、定数5名となっております。

委員を指名いたしたいと思います。

1 番、澤田康雄君、2 番、川村太志君、4 番、松繁美和さん、6 番、上地信男君、9 番、吉川裕三君、以上 5 名であります。

委員が決まりましたので、委員会条例第 2 項の規定により、委員長並びに副委員長を選任することになっておりますが、既に互選されておりますので、ここで委員長、副委員長の選任についてお知らせをいたします。

委員長に上地信男君、副委員長に吉川裕三君、以上のとおり決定をいたしましたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第 9．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第 9 に入ります。議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第 10．議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第 10、議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

そしてまたもう一つ、先ほど設置されました更新住宅建設事業等の調査特別委員会の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第 73 条第 1 項の規定に基づく閉会中の所管事務調査に係る通知書が提出されています。また、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第 75 条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び特別委員長から申出のとおり、本件について閉会中の継



続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本会期中における日程を終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、今回、本議会に提出しました令和5年度一般会計補正予算など予算議案4件、令和4年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定1件、その他議案4件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問では、皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言などもいただきました。すぐ取り組めることは取り組んでまいりたいと考えております。

また、課題もたくさんございますけれども、今後職員とともに一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、今年の夏は雨天の日が多く、また、気温の高い気候となりました。熱中症対策に加えまして、コロナの感染も増加し、体調管理が難しい日々が続きました。いましばらく暑い日も続くようでございますけれども、季節も昼間のセミの鳴き声から夕暮れの虫の音に移り、少しずつ秋の訪れを感じる頃になっております。田んぼの稲穂も色づき始めまして、実りの秋も目前となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザの感染者も増加しているようございまして、心配されるところでございます。また、台風シーズンもまだまだ続いております。町民の皆様が災害などに遭いませんように、また体調を崩すことがございませんように、そして皆様とご一緒に実りの多い秋を迎えられますようご祈念をいたします。

議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間、長期間にわたります熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）町長から閉会のご挨拶をいただきました。

私のほうからも、簡単にご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様方のご協力によりまして、議事進行がスムーズにまいりまして、予定より若干早く日程が終了いたしましたこと、まずもって御礼を申し上げたいと存じます。

様々な今回も議論がなされました。皆さんの活発なご意見、ご要望、そして施策提案、それを執行部に十分伝えることができたというふうに思うところであります。

執行部におかれましても、今後とも議会の提案・提言につきましては、真摯に耳を傾けていただきまして、町政発展のために生かしていただけたと思います。

それから、議員各位におかれましても、様々な形で研修、その他で研さんを積まれてきているというふうに思いますし、そういう機会をできるだけ議会としても設けてまいりたいし、それから議会の基本条例につきましても、皆さん方のご意見を承りながら、時代に合った改正も進めながら充実をさせてまいりたいというふうに感じているところでございます。

先ほど町長が言いましたように、コロナがまた本当はやってきているということで、今日も後で皆さん方と懇親を深める機会を設けておりますけれども、くれぐれも今回は返杯をしないということで、十分なご配慮をいただきながら、楽しんでいただきたいというふうに思います。

まずは、この10日間、議会の運営に関しましてご協力いただきまして、無事閉会できましたこと御礼を申し上げまして、簡単でございますがご挨拶いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

これをもって令和5年第6回本山町議会定例会を閉会をいたします。

どうもご協力ありがとうございました。失礼いたします。

令和5年9月14日

午後12時16分 閉会